

## 明治期における織機の賃貸借

水谷 謙治

### 目次

はしがき

第1節 予備的・基礎的説明

第2節 織機賃貸の成長と普及

第3節 織機賃貸の担い手、織機の賃貸料

第4節 織機賃貸の衰微とその原因

第5節 織機賃貸の歴史的特徴

### はしがき

わたくしは、かねてから物品賃貸業の理論的、歴史的研究にたずさわっており、近年の拙論「物品賃貸業の経済概論」（『立教経済学研究』56巻2号）につづいて、つい最近の拙論では、物品賃貸業の歴史的考察をおこなった（同58巻2号）。

生活用品の賃貸業は、明治時代はもちろんのこと、すでに江戸時代から、損料貸または貸物屋と呼ばれて大都市で繁昌していた。これにくらべて、機械や設備などを専門にあつかう独立した賃貸業者は、明治時代にはみあたらず、昭和になってからでも、第二次大戦前まではごく例外的にしか存在していなかった<sup>1)</sup>。では、明治時代に機械の賃貸業者がいなかったとしても、労働手段とくに機械の賃貸自体はなかったのだろうか、あったとすれば、それはどのような特徴をもっていたのだろうか。この考察は、

労働手段賃貸業の成立史研究にとって一定の意義をもつであろう。

本拙論ではこの問題を、織物業における織機の賃貸（出機<sup>だしばた</sup>）に焦点をあてて考察する。なぜなら、民間工業で主要な位置にあった繊維産業の賃貸では、織機の賃貸が最多であり、かなり重要な意義をもっていたからである。出機については、織物業の研究でしばしばあつかわれてきたが、上述の観点から織機の賃貸を主題にした考察はまだおこなわれていないようである（なお、さきの拙論では出機の考察を別稿でおこなうとのべておいたが、本稿はその別稿にあたる）。

### 第1節 予備的・基礎的説明

繊維産業と織機の賃貸に関するごく基礎的な知識を、当面の観点から整理しておこう<sup>2)</sup>。

[I] 明治初期の日本経済では農業が圧倒的に優勢だった。1874年（明治7年）の「府県物産表」の分析によると、生産物総額のうち農産物が61%をしめており、工業生産物は30%にすぎない。しかも、工産物のうちの70%以上は農産物の加工品（生糸・綿糸・織物・酒・しょう油・みそ・砂糖・種油・茶等）でしめられている<sup>3)</sup>。欧米諸国が獲得していた機械・技術はまだなかったし、それを充用しうる技術者・

労働者・経営者もほとんど存在していなかった。民間側が近代工業をおこすための金融体制も整備されていなかった。

民間工業の自生的発達をまたずに短期間で先発諸国においつくためには、政府が殖産興業政策を積極的に推進しなくてはならなかった。

おおまかにいえば、明治期は、殖産興業政策をテコに産業革命がおこなわれ、資本主義経済体制が形成され確立された時期である。この時期、産業で主導的な役割をはたし、また中核的内容をなしたのは、繊維産業であった。明治維新以来1935年までのあいだ、繊維産業は製造業の生産額中、1900年まで食料品と1、2位をあらそい、以後からは一貫して首位にたち、工業労働者数でも60~70%をしめつけ、輸出額ではずっと首位にたってきた。

繊維産業は、おもに製糸業・紡績業・織物業によって構成される。製糸業は煮沸した繭から糸を繰り取り、撚りを加えて生糸をつくる産業である。紡績業は短繊維を配列し、引き伸ばしつつ撚りをあたえて糸にする産業で、明治期には綿花を主原料にしていた。織物業は、製糸業の生糸や紡績業の綿糸を主原料とし、それらを布に加工する産業である。

〔製糸業〕 そのおもな労働手段は、釜（鍋）と繰糸器である。繰糸器は、古くは手まわしの簡単なものだったが、19世紀になると、歯車で糸枠の回転をはやめる座繰器が群馬と福島で発明され、開港による生糸需要の激増を契機に信州、甲州、飛騨その他へ普及していった。江戸時代から明治初期にかけて、関東・甲信越・中部の製糸業では出釜・賃挽制度と<sup>だしがま</sup> <sup>ちんびき</sup> いて、商人が養蚕農家から買い集めた繭を生産者に前貸し、賃料を払って挽かせる製糸方法がおこなわれていた。この出釜制度は、開港による生糸需要の激増を契機に、座繰器の急速な導入と利用によって拡大していった。

1870年代には、長い軸に多数の糸枠をつけて水力（水車）で回転させる器械製糸「工場」が長野・山梨・岐阜を中心に多数つくられた。座繰製糸が優勢だった群馬や福島では、小枠の糸を大枠に巻く<sup>あげかえ</sup>揚返や、検査・分類・荷造の工程を集中して生産性を高め、製品の質を均等に<sup>あ</sup>する改良座繰の展開がみられた。1920年代になると、繰糸器を電力で回転させる工場生産が生産高の75%強をしめるようになり、1930年前後からは性能の高い連条繰糸機がもいられるようになる。

〔紡績業〕 綿布輸入や近代紡績場の移植によって、古くからの綿作や綿糸づくりが衰退させられていった。1880年代には、官営紡績工場が各地に設立される一方、民間側でも大阪紡績会社が設立され（1883年）、以後、多数の紡績会社が設立されていく。輸入紡績機はミュール機・リング機であった。1890年代末になると、綿糸輸出量が輸入量を凌駕するようになる。日露戦争後には、紡績と織物の生産を同一工場でおこなう紡織一貫体制が本格化し、さらに第一次世界大戦後には、電力利用や高性能小型モーターの国産化とあいまって大きな発展をとげていった。

〔織物業〕 明治時代の織物業でおもに使用された織機は、<sup>たかばた</sup>高機といわれる手織機であった。高機は、それ以前の<sup>いざりき</sup>居坐機よりも生産性が高く、いざり機では装着できなかった紋織装置（<sup>そらひき</sup>空引・ジャカード）の装着を可能にした織機である。それは最初、絹織物業で特権的地位にあった西陣で秘匿して使用されていたが<sup>4)</sup>、18世紀末から桐生・足利・尾西などの絹織物生産地に伝搬し、19世紀後半には、各地の綿織物生産地で小型化・改良化されたものが利用されるようになった。1870年代前半から西欧の代表的な織物技術であるジャカードとボタンが移植されたが、1910年ころまでのおもな織機はこれを簡易化した改良高機である。ここであ

つかうのは、こうした高機・ボタンなどの賃借にほかならない。

ボタンは1733年にジョン・ケイが発明した飛杼装置の呼称であり、ボタン機（泉州地方ではチョンコ機）は、さきのボタンを高機につけたものである。この装置によって能率が倍加し、製織動作の熟練がへり、しかも均一な地合の製織が可能になったという。ジャカードは、1800年にフランス人ジャカールが発明した紋織用の自動経糸開口装置である。当時のジャカード織機といわれるものは、ジャカードを高機に装置したものをさす。足踏式織機は、従来のボタン機で必要だった手の操作を不要にする大小の歯車つき織機（イギリス人レイデクリフ1802年の発明）である。力織機（カートライト・1785年特許権取得）は動力による織機で、国産化は、高機の改良（例、太鼓機）をもとに木製化、半木製化、鉄製化の過程で進められた（豊田式小幅もの木製力織機は1896年、同鉄製広幅力織機は1909年、完全自動力織機G型1号は1926年に完成）<sup>5)</sup>。

ところで、発達した機械は動力機・伝導機・作業（道具）機からなるが、道具と初歩的機械とのちがいは、動力の種類にかかわらず、道具が外的機構の一部になっているかどうかによって依存する。針は道具だが、針を装着した足踏式ミシンは道具的機械である。高機についていえば、その種類によって道具的機械と、道具とに区別できるのではないか。たとえば、ジャカード付ボタン機や足踏式織機は道具的な機械、単純な高機はやや複雑な道具、と考えてよいだろう。

第一次大戦以後、豊田式力織機の本格的利用がおこなわれ、1920年代後半には電力化率も進展する。1930年代前半には、綿布輸出量が輸出品目の首位にたち、世界でも第1位になった。レーヨン（スフ）生産も発展し、1938年にはその生産量が生糸の生産量を凌駕した。しかし織物業は、1935年以降の戦時経済統制によって、軍事用以外は壊滅的な打撃をこうむるにいたる。

繊維業の発展を概観する便宜をはかるため、いくつかの事態を表示しておこう。

第1表 繊維産業の象徴的事態（丸括弧内の数字は該当年）

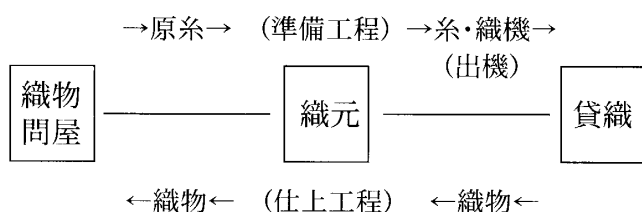
製糸業	紡績業	織物業
60年代) 生糸・輸出額の首位(約65%)	綿糸布輸入→綿作・手紡衰退	生糸輸出増→綿布高騰・業者被害増
70年代) 器械製糸場の移植(官営前橋、富岡製糸場)	80年代) 国産「ガラ紡」の普及 官営2千錘紡績工場各地に設立	72-3) ジャカード・ボタン導入(西陣)
80年代) 民間での改良座繰開始と普及	83) 民営大坂紡績会社設立	70年代末) 輸入綿糸の利用6割超
94) 器械製糸生産高>座繰生産高	97) 綿糸輸出量が輸入量を凌駕	問屋制家内工業(出機制)の進行
1900年代) 組合製糸の発展	紡織兼営工場の本格化	高機時代は20世紀初頭まで
1910年代) 器械工場の生産高75%超	1920年代) 電力利用本格化	1909) 綿織物輸出額輸入額を凌駕
1920) 大製糸会社・片倉製糸設立	中国等への資本進出	力織機化進行・中小工場増加
20年代) 工場での連糸機使用の普及	1938) レーヨン生産優勢	電力利用本格化
全体としては商業資本の支配継続		30年代中葉) 織物品、輸出品目の首位
		40) 綿糸配給停止・高級絹織物禁止

〔Ⅱ〕 特定の間屋が原料を家内工業者に前貸し、賃加工させるシステムは問屋制家内工業として知られている。

明治中葉までの織物業では、この問屋制家内工業がおもな生産様式であったが、マニファクチュアや少数の工場経営もあった（マニファクチュアは、分業と協業が同一作業場で手工業的におこなわれる資本家的経営をさす）。

家内工業の大半は、賃織を副業とする農家であり、一部に専業の独立生産者もいた。当時ほどの生産者も有力な問屋（卸売や集中購入をおこなう商人）とむすびつき、多少ともその支配下にあった。

織元は、集散地問屋と賃機家内工業者とのあいだ — 織物生産の要所 — にたつ機業者で、問屋から仕入れた原料糸を家内工業に賃織させ、できた織物を問屋に販売する。



さて、織機の賃貸は、織元と賃織のあいだで全国的におこなわれており、明治期における広義の「機械」（道具と機械との中間に位置するような初歩的作業機）の賃貸を代表するといつてよい。織元による出機業務の核心は、原料糸を織手に前貸してそれを製織させることにある。この意味では、織機の賃貸はこの業務の一環ないし付随業務であった。

織元による賃織人への織物の委託は、江戸時代から出機（または「だしばたでばた」、丹後では掛機）と呼ばれ、借手側からは引機（ひきばた）とも呼ばれた。これに対して、織元が自分の織場で織るばあいは内機（うちばた）と呼ばれた。

「惣織屋共之内出機と相唱、織元（より）百姓家江賃織二差出候分四百六十四御座候」<sup>6)</sup>。「掛機之義是迄他家に相かけ織り申す機にて御座候得共、織物改中々内機同様には織出し不申候」<sup>7)</sup>。「機業家の中には自宅若くは自己の工場に於て直接に製織をなさず、他の機業者に對して賃機を出し（出機）若しくは仕入機を供して、その者の自宅に於いて製織に従事せしむることあり。之を織元若くは出機業家と云ふ」<sup>8)</sup>。

当初は、織機の貸与をふくめて出機（受託側で賃織）と呼ばれることが多かったが、糸だけの前貸加工も出機と呼ばれていて、時代があとになるほどそうになっている。考察の対象が織機の賃貸をとまなう出機だから、以下ではこれを織機出機と呼ぶことにしたい。

## 第2節 織機賃貸の成長と普及

〔Ⅰ〕 当時の工業の調査や報告書には、繊維産業に関するものが断然多い。後者で広義の「機械」や道具の賃貸にふれたものでは、織機が最多で顕著である。つぎに多いのは、製糸業の繰糸機（座繰器）の賃貸のようである。

維新前後の絹織物業における織機出機の重要な史料をふたつあげると、まず、1868年足利北東部諸村の織元名・戸数・所有機台数を記した『機台帳』がある（早稲田大学経済史学会編『足利織物史』上巻収録）。次ページの第2表は、『足利織物史』の編者が『機台帳』から作成した総括表をわずかに修正したものである。

この総括表によると、149戸の織元が1514台の織機を所有して出機経営をおこなっている。所有規模別にみると、21台以上が21戸、50台以上が2戸ある。有力織元の大川家の『大福帳』（1850年）によると、同家の「賃織人は全部で24名」で、うち「10人は機台までも貸与され、年一分の『機足損料』を支払っている」<sup>9)</sup>。このように、織機の何割かが賃貸されていること

第2表 足利北東諸村 織元の織機規模別所有台数

村 機台数	名草 (軒)	利保	樺崎	田島	江川	他	計
21以上	2	4		2	3	10	21
20~11	3			3	2	18	26
10~6	3	2	3	5	3	16	32
5~3	10	2		6	1	16	35
2~1	11	5		4	2	13	35
合計	29	13	3	20	11	73	149

出所:前掲『足利織物史』上巻「第35表」

は、大川家だけのことではない。このことは、そのころ多数の織機を自宅作業場に集中する大経営はなかった、という古老談からも明らかである<sup>10)</sup>。

もうひとつの史料は、慶応三年(1867年)の愛知尾西起村『結城縞改印料請取帳』、『印料書上』である。これらを調査された林秀夫氏の考証と分析(「経営型態と生産高表」)によると、織元71戸のうち16戸が織機29台を村内の賃機28戸に貸出し、他の16戸が自村以外の村に貸出している。なかには、織機を自宅に1台もおかずに「他領出機」で年間500反以上(平均は130反)も織らせている織元がいる。ほかに引機5戸(逆にいえば出機)を加えると、起村の織元の50%以上が織機の出機をおこなっている<sup>11)</sup>。

つぎに木綿織物業のばあい。近世後期から明治初期の白木綿主産地には、新川・河内・和泉・紀州・姫路・因伯・安芸などがあり、緋、縞、絹綿交織物等の産地には、亀田・見附・佐野・北埼玉・北足立・入間・尾西・美濃・大和・岩国・柳井・倉吉・松山・阿波・久留米その他があった。絹織物業の主産地には、川俣・米沢・越後・桐生・伊勢崎・足利・秩父・八王子・郡内・小松・大聖寺・福井・美濃・長浜・京都・丹後・博多等があった<sup>12)</sup>。

木綿織物業の出機は絹織物の出機よりもおこなわれている。近世末期から明治15年(1882年)ころまでに和泉、知多、北埼玉、その他に広がっているが<sup>13)</sup>、明治初期までは比較的かぎられていた。多くの木綿生産は、農家が生産した織物を在地の商人が買い集めるとか、在地の仲買や綿屋が農家に綿をわたして紡糸と織物をおこなわせそれを集荷するかたちでおこなわれていた(綿花の一部を工賃にすることが多かったので「綿替」と呼ばれた<sup>14)</sup>)。

一木綿織物業は、1880年代の一時期、業界の粗製濫造による信用失墜や、紙幣整理を契機にした不況(いわゆる松方デフレ1882-1885年)等によって大きな後退を余儀なくされたが、輸入綿糸の利用・信用回復の努力・織機の改良を通じて、景気回復とともに急速な発展をとげていく<sup>15)</sup>。そのさい、綿替制等の旧来の生産方式は出機制に転換していき、織機出機も進展をみせるようになる。つぎの史料は、大阪でのそうした事態を物語っている。

1884年(明治17年)ころから、「機具の改良或ひは各種の製品を促し以て今日の盛況を呈するに至れり。而して右継続せし仲買業者は變じてみづから機具を作り之れを農家に貸與し原糸を附與して織製せしめ、其の織出せしものを取纏めて大阪其の他の問屋又は純然たる仲買人に売捌くことを専とするに至れり」(『大阪府誌』<sup>16)</sup>)。

泉南では江戸期以来、「農家は各自糸を紡ぎ製織し而して木綿商人は毎日村落を巡回して製品を買い取り自ら之れを現今の堺市に持出し売買取引をなした」。明治十五、六年から「明治二十二年交迄」の「年間に於いて半唐木綿の進むに従い…原糸の買入は仲買業者に専属し機具も亦仲買業者より農家に貸与して半唐木綿に移織する事となり往古よりの製造家は糸を仲買より預り織賃を得て製産する単に婦女子の賃織に転換し旧来の仲買業者は

自然に製造兼販売業の権与を掌握し往古よりの世業は明治二十年交より全く一変せり」(『泉南郡織物同業組合沿革誌』<sup>17)</sup>)。

こうした出機制が成長した基礎的・一般的条件にはいくつかのことが考えられるが、さしあたり、つぎの点をあげておく。

(1) 封建的な諸規制の廃止や緩和。たとえば、株制度による織物業への参入規制の廃止は織物業者の増加をもたらした。

「株式制度ニヨリ国藩ヨリ知多郡木綿世話方肝煎五、仲買百ト定メラルルノ時ヤ仲買ハ単ニ農家ヨリ自ラ紡キ織リキタル木綿ヲ買集メ是レヲ組内ノ問屋ニ鬻クニ過キサリキ」。「明治維新ノ後株式ノ制解ケ新規営業ノ自由ヲ得ルニ至リ仲買ニ問屋ニ続々新規ノ開業ヲ見ルニ至レリ」(前掲注13、竹之内源助『本邦白木綿業』、P.44-45)。

丹後宮津藩では織屋の機台数を制限していたが<sup>18)</sup>、その撤廃は出機の拡大を可能にした。

(2) 農業生産力の発達や地租改正によって有効需要が増加する一方で、(農家副業による)現金収入の必要性が増加したこと。

(3) 殖産興業政策の一環として、織物業に対する援助と保護がおこなわれたこと。

(4) 海外からの安い綿布と綿糸、および先進的な紡織技術の輸入。安い綿糸布の大量輸入は、従来の繊維業者に大打撃をあたえたが、安価な織物製品の供給を可能にした。紡績機の輸入は綿糸の大量生産を可能にし、織機の輸入はそれを土台にした国産織機の改良をうながした。これらのことは、一方で織物の低廉化をもたらし、(1)(2)の要因とあいまって織物の消費需要を増加させ、他方で国内織物業者の競争力を回復させる一因にもなった。

[II] 織機の賃貸台数に関する全国統計は存在していない。したがって、その数量的推移については、織機賃貸の上限になる織元・賃織の総戸数の推移をとらえる一方、織機賃貸の数量や状況に関する各地の調査や報告をもとにして、適当に見当をつけるほかはない。そこでまず、織元・賃織の推移を農商務統計でとらえよう。

次ページの第3表で各年度の賃織戸数と織物業総戸数の比率(賃織戸数/総戸数)を計算すると、1914年まではほぼ60%以上で推移し、1916年からは40%台へ下降している。ピークは1907年の74%で、賃織人と総織工数の比率(賃織人/総織工数)も最高の50%である。したがって、おおよそ1880年代後半から普及しはじめた出機制は、1907年前後にピークになり、それ以降減少していくことがわかる。

### [第3表についての註]

1903、4年の統計は「独立営業」と「賃織」の2項目だけが記載されている。「工場」は「十人以上ノ織工ヲ有スル機業場」。「家内工業トハ主トシテ家族相集マリ(十人未満ニテ)機業ニ従事スルモノ」(「但十人未満ナレハ他人ノ相集マルモノト雖モ家内工業ト見做ス」)。「織元トハ他人ノ原料ヲ仕入レ置キテ賃織者を機織リセシメルモノ」。「賃織業トハ他人ノ原料ヲ受ケテ機織リスルモノ」。1914年からの表示は、「職工10人以上ノモノ」・「同10人未満ノモノ」・「織元」・「賃織」になっているが、最初を工場、つぎを家内工業にしておいた。1926年以後の統計は織機台数の規模別表示になっているため、便宜上、50台以上を工場、10台以下を賃織の項目でしめした(波線下の数字)。1884年の数値は製糸業をふくむ。1894年と1897年の数値が大きいのは、他業からの副業者や補助労働者をふくむためである。

第3表 織物業生産形態別の戸数・織工数・機台数（単位1000）

年	戸数					職工数					機台数	
	工場	家内工業	織元	賃織	計	工場	家内工業	織元	賃織	計	力織	手織
1884					213					496		
1894					600					944		
1897					665					1041	26	744
1900					368					868	25	599
1903		独立営業145		241	386				補助150	788	16	605
1904		独立営業158		240	398				補助66	688	19	716
1905	3	139	14	292	449	91	229	59	388	767	21	716
1906	2	175	17	268	463	97	274	69	352	792	29	754
1907	4	140	17	329	440	95	239	39	386	759	38	746
1908	4	150	16	338	507	104	243	41	370	758	51	720
1909	5	146	14	322	487	114	240	44	392	786	69	684
1910	5	140	12	294	451	117	230	33	382	761	89	638
1911	5	145	11	284	445	123	240	22	348	733	156	616
1916	7	242	9	223	488	179	320	19	282	799	319	605
1921	4	252	16	223	488	279	360	32	321	943		
		50台超		10台下			50台以上		10台下			
1931		1.4		153	159		133		216	444		
1936		2.2		117	121		229		181	569	266	76

出所：各年次農商務統計表。対象は綿織物・絹織物・綿絹交織物・麻織物・織物雑類。

〔Ⅲ〕 つぎに、各産地での織機出機に関する資・史料をみていくことにしよう。

大阪北河内(明治34年6月北河内郡織物同業組合『木綿織物業調査答申書』)。1887年(明治20年)ころから、「紡績綿糸ノ供給発達ニ伴ヒ自由ニ原料ヲ得且機業家ニハ従来使用ノ下機ナルモノヲ減シ新式ノ高機ナルモノヲ以テ盛ニ織出シ……製産上大ニ進捗シ」。1900年頃、「機工女壱千人」のうち、「日々一定ノ工場ヘ通勤シ専ラ斯業ニ従事スルモノ其数貳百人、…各自自宅ヘ器械原料ヲ貸与シ農事ノ副業トシテ製織スル者其人員八百人」(中島茂『綿工業地域の形成』大明堂p.119所載)。

大阪泉南(谷口行男1948年卒論『泉南郡綿織物発達史』自家版)。明治18年以降の機織農家のうち、「出機屋の支配した農家の数は、豪農は織らぬから全農家の八十%位」(泉南織物問屋及び織元、帯谷吉次郎氏談)といわれる。「チョンコ機は二十七年頃まで使用し、其の次

に太鼓機が出来た」(『綿業特報第十卷第二号』p.69、太鼓機は新式の高機とみてよい。水谷)。「太鼓機は農家が作ったものはなく、みな出機屋が農家に貸し與へた」(帯谷吉次郎氏談)。「出機屋は澤山要らなかつた。一人で村を三つも四つも廻った」(西村元之助氏談)。和泉の「出機屋の数は平均『百から百五十位』(元川崎綿布株式会社支配人、森川新太郎氏談)。(以上p.32、p.38-39、原文では聴取者名は注に別記されている)。

愛知知多(前掲竹之内源助『本邦白木綿業』)。「明治三十九年四十年ノ頃…足踏織機ヲ購入シ是ヲ織婦ニ貸与シ又ハ売付賃織セシメシモノ起リ漸ク殷盛ナラントセシガ幾モナクシテ衰頽シ今微ニ余喘ヲ保ツニ過キス」。「力織機ノ勃興ト相前後シテ…数種ノ足踏織機使用セラレ主トシテ織婦ニ貸与シ又ハ売付ケ賃織セシメ一時全郡ノ手織機界ヲ風靡セントシタリシカ近時(明治43、4年。水谷)力織機ノ発達ト共ニ漸ク廃滅

二婦セントセリ」(前掲p.45-46)。

**愛知一宮奥町**(明治38年)『機台数調綴』(石川清之氏の調査と整理)。織物業者総数340戸、総織機数1260台のうち、6戸の大織元(内機0)が265台の織機を出機し、11戸の小織元が106台を出機している。「マニユファクチュア」も265の織機を出機している。賃織は198戸、賃機数は239となっている(石川清之「産業資本確立期における織物業の展開と寄生地主制」、『土地制度史学』第53号、p.39-41)。

**京都西陣**(明治34年2月『京都織物業取調報告』)。「西陣ニ於ケル機業者中ニハ此賃織業者最多キヲ占ム前記四千餘戸中実ニ二千六百七十五戸ハ賃機業者タリ」(高等商業学校田中一馬、筒井継男、『明治前期産業発達史資料』別冊60-1、p.31、p.54)。明治32~37年(1899-1904)のあいだ、賃織戸数はおおよそ2,600-2,700戸であり、全体の40ないし50%であったが、そのうちのかなりの部分は織機の賃貸をうけていた(同P.31、33、54。その他に前掲本庄『西陣研究』p.214、222、238-9、大正3年日銀京都支店「西陣機織物業概観」、『日本金融史資料』明治大正編第3巻p.737-8)。

**福井**(明治33年『福井石川両県下機業調査報告』)。「出機屋ハ、豫メ多数ノ用意ヲ要スルカ如キトキニハ自ラ機具ヲ買求メ之ヲ或職工ニ貸付シ且ツ要スル糸ハ悉皆下拵シテ渡シ唯一定ノ賃銀ヲ以テ織ラシムル」(明治33年12月東京高等商業学校・三上孝司、出淵勝次、p.10.p.14)。

**石川大聖寺**(1925年『織物及莫大小に関する調査』)。「明治三十年以前に於ては企業者なる機屋、所謂織元より機臺及び機具一切を賃織工場主又は工女に貸与し、織工は賃織工場又は自宅に於て製織に従事したるものなり」(農商務省『明治前期...資料別冊62-3』p.313)。

**新潟見附**(水谷新太郎『明治三十四年新潟県

染織業調査報告』)。見附は絹綿交織物(新節織)産地で、1904年ころは「九割まで出機で製造され、織機は『大部分ハ織元ヨリ貸付クルモノ』であった」(大島栄子「絹綿交織物産地の形成過程」『社会济史学』50巻5号p.13所載、ただし原文未確認)。

**桐生、足利**(明治33年『両毛地方機織業調査報告書』『明治前期産業発達史資料』別冊50所収)。賃機業「今之ニ従事スル婦女ノ数ハ…足利郡ノミニテ一萬六千以上ト云フ。之ニ佐野、館林、中野等ノ賃機屋ヲ合スルトキハ實ニ二萬以上ニ出ツベシ」。元機屋は賃織業者に糸の「外ニ機臺及ヒ附属諸道具一切ヲ貸興スルモノト、機臺ハ賃機屋ニ於テ所有シ唯ダ中道具即チ箆、綾取、箆柄等ヲ貸スモノトノ二様アリ。而シテ賃機屋ニ貸スヘキ機臺ハ高機或ハ『ボタン』ニシテチャカード機ハ普通之ヲ貸興セズ」(同p.117-118)。「足利郡内ニ運轉セル機臺ハ…荒川氏、調査セル處ニヨレハ」、並高機計27350、「内自宅工場ニ据付ノ分3147、賃機ニ出タル分24203」(p.131。漢数字を算用数字で表示、行替を省略)。

以上の資・史料からつぎの認識をうることができる。

織物業の出機制は、その時期に地域差があるものの、1880年代の後期から普及しはじめ、1907年前後に頂点に達している。織機賃貸の盛況が報告されている時期は、泉南1895年、大聖寺1897年、北河内・福井・両毛1900年、見附1904年、西陣・尾西・知多1905年、である。したがってその盛況期は、1895年から1905年までの、ほぼ10年間とみてよいであろう。

織機賃貸の増加は、改良機の出現とか織物需要の急増とかを契機にしている。北河内・西陣・尾西・足利・見附のような地域では、賃貸の比率は時には5割から9割にもなっている。とはいえ、もしも同時期の全国平均をとらえう



るとすれば、それはもっと少ないはずである。なぜなら、賃織による織機所有の優勢な地域が存在するからである<sup>19)</sup>。

各地の報告書のなかには、出機の項で織機の貸与にふれていないものがいくつかある。このことも、織機所有の優勢を反映した結果であろう。さらに、娘の嫁入時に織機をもたせるのが普通だという地域<sup>20)</sup>や、奉公人が織元から独立するさいに織機が贈与される地域<sup>21)</sup>があったことも、織機所有が相当に普及していることを意味する。

かりに、総賃織戸数の20%が織機の貸与をうけていたとすれば、1903年から1907年までの総賃織戸数の年平均は約27.4万戸になるから(第3表)、織機の借入総戸数は約5.4万戸になる。

[IV] 松方デフレからの景気回復にともなうて織物需要が急増し、産地間の競争がはげしくなるなかで、地域の商人・織元は、多少とも計画的な量産体制をととのえる必要にせまられた<sup>22)</sup>。そのさい、出機制は旧方式よりも、つぎの諸点で適格的であった。

第一に、作業場の建設期間も建設資金も節約できること。この点は需要が急激に増加するばあいには特に有効である。第二に、労働力(職工・奉公人)の雇用・管理・養成の費用や労力を省略したり節約できること。第三に、市場の変動に応じて生産量や被用者数の調整をおこなうばあい、出機を中断すればよいから、この調整が容易であること。第四に、賃料の出来高払という刺激によって、内機よりも生産性が高まり、単価を抑制できること。

こうした点に、当時の生産拡張が主として出機制によっておこなわれた理由がある<sup>23)</sup>。とりわけ、作業場の拡張と生産設備の増加をまてないばあいには、出機が不可欠であったと考えられる。

ただし、内機もつづけられている。その理由は、外部に知られたくない織物の特殊技法を保

持する(絹織物業のばあが多い)、年季奉公人に技術を伝えて出機の担い手を再生産する、原糸のごまかしを回避する、織物の均一性を保持する、などの必要があったからであろう<sup>24)</sup>。

現金稼ぎの副業を緊要にする農民・住民側にしても、出機は家族の補助労働を期待でき、「機械ノ設備等ニ費用ヲ要スルコト誠ニ少ク…雨露ノ漏ラザル一室アルトキハ直ニ着手シ得ルヲ以テ家内の工業ニハ最モ適当」な副業であった<sup>25)</sup>。

ところで、賃貸の対象が高機であったのは、それが以前の織機よりも生産性と性能にすぐれていたことのほかに、凶面があれば各地の大工によって比較的容易に制作できたことがある。そのうえ、精巧なものほど木釘によって詰めはずしが自在で、分解して荷車で簡単に運搬できた<sup>26)</sup>。このような織機の製作・分解・収納・移動の容易性は、織機の賃貸を拡大させた技術的条件と考えられる。

### 第3節 織機賃貸の担い手、織機の賃貸料

[I] 織元には、製織と準備工程の全部を賃業者に委託するものと、その一部を自宅でおこなうものがある。

例1) 入間東金子村の中堅織元・滝沢家は出機と内機をおこなっていた。1880年代半ばから1930年ころまで、埼玉や豊岡の撚糸商、生糸商等から糸を購入し、染色(外部委託)のうえ賃織に委託生産させ、できた織物(絹と絹綿交織物)を集荷して所沢やその周辺の織物商に販売した。1896年には賃織120余戸に1万反以上を発注し、1923年には賃織200戸弱に発注していた。こうした業態は、入間織物業界の出機業者とほぼ共通していたようである<sup>27)</sup>。

例2) 足利名草村の織元、野本家。1880年前後から1900年の初頭まで、桐生や館林の糸商から糸を買い、撚糸・繰糸・染色ののち(委託と自宅、日雇5-6人、奉公人2-4人)、そ

れを平均40人ほどの賃機人に製織させ（平均2900反余）、仕上（委託）のうえ、足利の買継商に販売していた<sup>28)</sup>。

例3) 和泉の織元・帯谷商店。1880年代中葉から1910年ころまで出機を専業とし、大阪の紡績会社や綿糸商等から購入した糸を10村105名の農家に賃機させていた（1901年）。ときには織機も貸与した。1912年から小幡力織機（推定120台）による工場経営をはじめ、賃機相手を農家から「工場」に移していった<sup>29)</sup>。

上例からもわかるように、出機と内機をおこなう織元の活動は、つぎの諸過程に区別できる。  
①原料糸と織機の調達、労働者の雇用。②製織の準備（撚糸・染色等）。③自分の作業場での製織（雇用者への技術教育、指揮監督）。④賃機業者に糸と織機の配達、織物の回収。在庫品の保管。⑤検査・仕上げ・たばね。⑥問屋への織物の販売。⑦全過程の調整・統括。

これらのうち、②③⑤と⑦の一部は生産機能、④は物流機能、①⑥と⑦の一部は商業機能である。したがって、こうした機能をになう織元は、産業資本と商業資本の性格をもっている。家族以外に10人前後よりも多くの雇用労働者をも自分の作業場で使用しているばあいは、マニファクチュア経営者である。生産にたずさわらない出機専業の織元は、商業資本の性格が強い。

〔Ⅱ〕 織元と雇用者との関係は、多少とも資本・賃労働の関係にあるが、織元と奉公人との関係には封建的（経済外的）な主従関係もある。西陣の織元に雇用されていた徒弟的職工について、「職工ガ始メテ此業ニ就ク八十歳乃至十四五歳ノ幼齡ニシテ」、「衣食皆主家ニ供セラレ業ニ是レ従ウヲ以テ主従ノ関係」にあり、「幾多ノ工業職工ト其雇主トノ同関係トハ同日ノ談ニ非ズ」<sup>30)</sup>、といわれるのはその一例である。

また、女子の年季奉公人は、家父長に従属し

て雇用契約の権限をもたず、賃銀額も未確定でしばしば下女的な労働を強いられていた<sup>31)</sup>。このように、織元と雇用者との雇用関係は、一概に労働力の自由な売買関係とはいえないから、実態に即して判断すべきである。なお、農村の織元がしばしば地主であったことにも注意しておかねばならない<sup>32)</sup>。

当時の賃機人は「事実上の賃銀労働者」<sup>33)</sup>だろうか？ 農村と都市の賃機人を区別したうえで、主業務と収入源、織機所有の有無、経済外的強制の有無を基準に考えてみよう。

農村の賃機人の大半は、農業を主業とし賃機を副業とする各層の農民（事実上ではその妻子）である<sup>34)</sup>。概して、農民の副業的な賃機は農業に大きく制約されている。各報告書がのべているように、農村での出機が農繁期に休業ないし大幅な減少を強いられることはその実証といつてよい<sup>35)</sup>。だから、かれらは自由な賃労働者の資格を相当欠如している。だが、織元の賃機人として、織機を貸与されつつ生計の半分以上を賃料に依存するような賃機人は、事実上の賃銀労働者に近いといえる。したがって、すべての賃機農民を「事実上の賃労働者」と断定することはできない。

都市の専業賃機人（自宅労働のばあひ）は、画一的な労働規定に束縛されず、織元のもとではたらく職工や徒弟にくらべて織元への隷属度がひくい<sup>36)</sup>。しかし、原料や資金を織元に依存する点では、やはり織元に従属的である。封建的な主従関係も残っている。各地の賃機契約書に、契約中での他業者との取引禁止、糸目不足のばあひはその原因の如何にかかわらず時価による即時賠償、何時でも委託者の都合で解約可能などの一方的規定がみられることも、従属性の一端をしめしている。

つまり、かれは「独立シテ機業ニ従事スルニ當テハ末夕資本信用ニ乏シク…先賃機業者トナ

り従前ノ雇用主ヨリ織機原料ノ供給ヲ仰ギ…餘裕ヲ蓄積シテ独立スルニ至ルヲ職工進程ノ普通順路トナスナリ」<sup>37)</sup>といわれるように、職工と独立生産者とのいわば中間的な存在である。

かれが、特定の織元から織機を借り、他の織元との取引を禁止され、納期や生産量を厳守させられているならば、かれは「事実上の賃銀労働者」である。生産手段から分離されて織元(資本)の支配下で労働し、織元から事実上の出来高払賃銀をえているからである。しかし、かれが織機を所有し、織元を自由に選択しているようなばあいには、原料依存を別とすれば、独立的な下請加工業者に近い存在になる。

賃織を副業にする都市の住民については、副業の程度と労働手段の所有状況などから判断する必要がある。いずれにしても、現実的な形態と性格には多様かつ中間的なものが多いから、概念によって二者択一的にグループ化してもあまり意味がないであろう。

[Ⅲ] 賃織料(賃加工料)は、絹織と綿織・模様複雑さ・時期と地域・個人差・織機の性能・その他によって大きな相違がある。かりに1日3反の製織、300日労働を一応の目安として、各地の諸例をあげておこう(知多の織元・竹之内源助によると、白木綿は高機で1日当り3反前後を制織できるという。前掲書p.49)。

#### 賃 織 料

足利・桐生(普通木綿)1870~80年賃織年収20円前後①、1896年1日8-9銭年約24円②  
 埼玉越生(羽二重) 1895年年収120-135円③  
 泉南(白木綿) 1902年1日9銭(年27円)④  
 中野(木綿縮) 1909年1日22銭(年66円)⑤  
 武蔵村山(緋木綿)1日20銭(年60円)⑥  
 北埼玉(縞木綿)年60円⑦

出所：①②前掲市川書(p.313.318表8-4、「織方口取帳」賃織帳)。③後掲横山源之助書(p.130)。④『新編埼玉県史・資料編21』(p.667)。⑤前掲谷口書(p.33)。⑥『群馬県織物現況調査』(p.465)。⑦『織物沿革誌』(p.15)。⑧前掲谷本書(p.387、表7-11)

賃織料は、概してきわめて安かったようである。横山源之助の調査(1896年)によると、小作人の婦女子のばあい、「高く積もりて日に八錢ずつを得るとするも、一ヶ年二十四円」にすぎず、五反歩の年間農業収入五十円を「加わうるも、僅かに七十四円に出づるのみ」。対して、大工・左官職人は「一ヶ年の所得百二十ないじ百三十五円、日稼人足は九十円ないし百円なるなり」<sup>38)</sup>。

[Ⅳ] 織機の値段は、時代や地域、種類や材質(朴・桜・松)等によってことなる。下記はさまざまな資・史料から、織機の値段をぬきだしたものである。

#### 織 機 値 段

1870年足利 小倉機(高機)1台1両~1.3両  
 広幅機6両(座繰器1分1朱)①  
 1875年 北埼玉 高機2円10銭②  
 1886年 和泉 チョンコ機約1円③  
 1892年 尾濃 バッタン機10円(含付属品)  
 ジャカード機65円④ 福井バッタン機7円50銭⑤  
 1897年 足利 機台2円50銭(座繰器20銭釜3円)⑥  
 1901年 足利 機台並6円⑦(ジャカード用機台  
 300ノ口並15円。巻取機他付属品ともで33円)⑦  
 石川 機台約6円⑧

[出所]：①『機具其他諸品送里控帳』(『足利織物史』上p.242)。②『物産取調書上』(前掲谷本所収p.96、100)。③前掲谷口P.33。④前掲『尾農機業取調報告書』(p.828)。⑤『福井県の歴史』p.301。⑥前掲『足利織物史』下巻(p.135)。⑦『両毛地方機織業調査報告書』(p.130-132)。⑧前掲『福井石川両県下機業調査報告』(p.101)

幕末や明治初期の貧しい賃織希望者にとっては、織機の購入はかなり厳しかったようである。このことは、幕末に尾西起村の織屋に馬引村の貧農が「娘三人有之、自分機可致元手金も無之候二付引機三人ニ為致度候」とのべて、織機の借入を依頼した文書にもしめされている<sup>39)</sup>。明治三年（1870年）、絹紋織などに使用される「広機足一挺六両の価格は、明治四年の米価一石約三円七五銭からみると、決して安い価格ではなかった」<sup>40)</sup>とか、越前吉沢家の記録織機壺丁五円（明治二十四、1891年）は、「当時の米価一石に近い値段であり…当時の小農民にとっては容易に入手し得るものではなかったであろう」といわれている<sup>41)</sup>。総じて、織機の賃借は、資金の所有程度からみて下層部分が大多数をしめていたと考えられる。

しかし1890年ころになると、貧しい賃織希望者が最初は織元から織機を借入し、その稼ぎでそれを買って取っていた例がある<sup>42)</sup>。さきのデータ（賃織料と織機価格）にもとづいて、1890年～1900年ころの綿布の織賃を1日9銭（月25日労働）、ボタン機価格を10円とすれば、この織機は4.5ヶ月弱の賃織料に匹敵する。賃織料全額を貯蓄できるはずはないから、実際の買い取りにはその何倍もの期間がかかるにしても、手がでないほどの価格ではない。1897年ころには、足利では「機台1台の値段が並織物10反分の織工賃に匹敵するところから、賃織業者が自己所有の機台を用いることはさして困難でなかった」といわれている<sup>43)</sup>。

このように、賃織人が織機を徐々に購入できるようになっていったのは、高機の制作が普及してその制作費が下がる一方、織手の確保が困難になり、織物賃料が上昇したからである。傾向的にみれば、時代が下がるにつれて織機の価格は低下し、織機の所有が普及する。だから、その賃貸の比重と重要性は低下していく。

[V] 織機の賃貸料（「機足損料」）は、各地の織元と賃機との関係によって、支払方法にも金額にも大きな相違があった。たとえば、泉南の「出機屋は織機を農家に貸与したのであるが、貸し賃はとらなかった。その代わり、その出機屋の分を織らねばならなかった」<sup>44)</sup>。足利では、貸与された織機を織元に質入れして借金をし、蓄えができてから損料を支払うケースがみられた<sup>45)</sup>。

桐生・足利における幕末や明治初期の織機1台（1両）の年間損料は一分だった（『足利織物史』上.P.284 前掲谷本書p.110,462-8）。この損料は織機の値段の1/4、金利25%にあたるから、借手にとってかなりの負担になったはずである。しかし、1880年（明治13年）になると、足利での損料は「一般的には1円が普通である。したがって、同年の織賃、1円に付き帯4本乃至7本…からすると、それ程大きな負担ではなかった」といわれるようになる<sup>46)</sup>。

なお、当時の織元による織物「原価見積」をみると、力織機のばあいとちがって、織機の減価償却費が記載されていない<sup>47)</sup>。これは、減価償却基金の計算そのものが個人営業者に普及していなかったことや、織物業では費用総額に定める年間の固定資本比率が少なかったことの反映であろう。ちなみに、既述の報告書や調査をみていくと、原料の糸代は全費用のおおよそ60%～75%程度をしめている。これに人件費（10～20%）を加えれば、織機の年間費用がわずかだったことがわかる。

#### 第4節 織機賃貸の衰微とその原因

一般的にみて、織機の相対価格が低下していく一方、賃機側の貯蓄が多少ともふえていくから、賃機側による織機の所有は徐々に容易になっていく。事実、大正期になると、多くの産地で賃機農家の大半が1台以上の織機を所有して

第4表 織機台数の推移（単位千台）

	1900	1905	1910	1915	1920	1925	1930	1935	1955	1965	1970	1980	1990	2000
力織機	26	19	69	130	281	239	273	333	524	620	643	261	328	49
手織機	744	716	684	540	632	126	76	53	56	42	45	49	35	69
計	770	735	753	670	913	365	349	386	580	662	688	311	363	118
力織機化率	3%	3	9	19	30	65	78	90	90	93	93	83	90	41

出所：前掲『農商務統計表』、戦後は『繊維統計年報』各年度版。農商務省統計は、械機を原動機で動かされる織機とし、それ以外のすべてを手織機としている。1980年以降は有杼機と無杼機の区別になっているため、有杼を力織機、無杼機を手織機に対応させておいた。

いると報告されている<sup>48)</sup>。したがって、織機の出機制は、出機制全体がピークになる以前から衰微しはじめるとみてよい。

織機の賃貸にかぎらず、その母体になる出機制自体も衰退していく。出機制は、織元の地域に散在する家内工業（個人の手織作業）に依存する。このことは、労働過程の監督を困難にし、原料の着服や粗製濫造をうみだしたり、製品の不揃いや個人間での生産量の不均等をもたらした<sup>49)</sup>。さらに、大半の出機が農間副業であったから、製織（量）は農繁期に大きく制限されざるをえなかった。

他方、力織機は手織機よりもはるかに生産性が高く、出機よりも均一の製品をもたらす。だから出機制は、大量生産になじまない高級絹織物のばあいを別にすれば、競争上で力織機工場経営に劣らざるをえない。したがって、一般的傾向としては、織物需要の増大と力織機利用の拡大がすすむにつれて、出機制から力織機工場制への転換がおきていく。

豊田式力織機に代表される国産力織機は、1900年ころから部分的に利用されはじめ、第一次大戦以後に本格的に普及する。第4表は、手織機と力織機、および力織機化率（力織機台数／織機台数、概数）の推移をあらわしている。

力織機化の発展にともなって、かつての間屋制家内工業は中小工場になり、いわば新型の間

屋制家内工業に転化していった。1910年前後になると、和泉・知多・遠州等の先進織物産地の問屋・織元・家内工業は力織機工場に転化していき、新たな下請け・賃織関係が形成されるようになった。

河内地方の織元は、「附近に製織技能に習熟したる農家の子女多きを利用して、自ら工場を起し、織物の製造を専業とするものを生じてより、従来賃織制度は漸次消滅して、手機屋は全部獨立せる製造工場に變化し」、「而して現在當地方に存する製造工場中、約八割は以前手機屋たりしもの」であった<sup>50)</sup>。

また、力織機化が比較的はやくからすすんだ愛知の知多では、1912年に力織機数が総織機数の94%、工場職工は全織手の77%、機業数中の工場経営数は76%になり、169の工場総数のうち賃織工場が63%（機台数の60%）をしめている。この賃織工場への委託者は、大手の買次問屋であり、大手の工場にもこれら問屋出身のもの（製造問屋）がかなりあった<sup>51)</sup>。なお、1927年の一賃機契約書<sup>52)</sup>をみると、これら賃織工場の力織機は工場主が所有するもので、問屋からの賃貸ではなかったようである。

このように、かつての家内工業的な織元・賃織関係は激減していき、代表的綿織物産地における力織機化の二度目の高揚（1920年—1930年、一度目の高揚は1910年前後）以降には、

大半の産地で衰微していった。手織機の賃貸が同じ結末をむかえたことも明らかであろう。

といっても、力織機の普及後も出機制は一部では根強く存在しつづけた。1927年の栃木、群馬、埼玉、京都、新潟、鹿児島、沖縄等では織機5台未満の戸数が全体の90%以上、手織機比率も80%以上であり（同年商工省統計表）、家内工業的な賃織関係がかなり残存していたとみられる。

とりわけ西陣では、1933年になっても、「賃織業者所有織機は手織機の場合には55.3%であり、手織機の支配する帯地部門の賃織業者は設備を機主より仰ぐ『分工場』である」といわれており<sup>53)</sup>、第二次大戦以後でさえも、手織機の賃貸がかなり優勢といわれている<sup>54)</sup>。

高級絹織物のばあいには、多様な個性化と、染色・意匠・デザイン・組織の革新が要請されるため、それを実現する高度な技術者（伝統技術の継承者、および革新を実現する技術者）が不可欠である。だから、西陣や桐生などの絹織物生産は、かつての力織機工場にはなじまなかった。ちなみに、桐生の先染絹織物では、こうした条件は有力な織元と高度な技術をもった賃織人によってみだされていた<sup>55)</sup>。

織物業は1930年代後半に戦時統制下に入り、軍服などの軍用品以外は極端に制限されて大きな後退を強いられ、第二次大戦で壊滅的打撃をこうむった。戦後になってからは、占領統制期ののち、「糸ヘンブーム」、「ガチャマン景気」（1950年代）ということばに象徴される隆盛期をへたのち、構造的不況（1980年前後）におちいってその規模を縮小し、海外への資本・工場移転をも余儀なくされて今日にいたっている。この間、織機は手織機から力織機、自動織機、さらには現代の「レピア織機」・「グリッパ織機」・「エアジェット織機」・「ウオータージェット織機」（電子ジャガードつき織機）へと発

展していき、その賃貸は、かつての間屋に従属した織元がおこなう出機から、リース会社が織物会社におこなうリースへと転換していった。

## 第5節 織機賃貸の歴史的特徴

[I] 明治期における織機の賃貸は、工業中の労働手段、そういつてよければ広義の「機械」の賃貸中でもっとも多く、かつ顕著であった。各産業の調査や報告書をもても、繊維産業の織機の賃貸（出機）に関するものがぬきんでて多い。

明治時代、民間における近代的機械のほとんどは、工場主・経営者によって商社経由で海外から注文購入され、賃貸されずにかれらの工場で使用されていた。機械・設備などの購入資金は、自己資金・株式や社債の発行・各種金融機関からの借入等でまかなわれていた。

とりわけ初期には、重要産業に必要な機械や設備は、殖産興業政策の一環として政府によって購入され、民間に払い下げられたり、その購入資金に援助があたえられたりしていた。この殖産興業政策を賃貸という観点からみると、機械・設備の「貸下」げが目につく。

### [補註]

繊維関係のばあいには、1881年（明治14年）、イギリスから購入したミュール精紡機二千錘10基（約22万4千円余）が全国10ヶ所の民間有志に「無利子・十ヶ年賦」で「貸下」げられている（以後、各県の士族たちからこうした「機械貸与方請願」者が多くでた<sup>56)</sup>）。1902年（明治35年）、フランス製撚糸器機10台の「模範工場・桐生撚糸合資会社」への貸下げや、1907年「両毛整織株式合資会社」への染色整理用諸機械・用具14点（3万円）の貸下げもそうである<sup>57)</sup>。あるいは、1907年当時、石川県は内地向織物を救済する目的で「各機業地ニ輸出羽二重ノ製織ヲ奨励」し、これをうけて同業組合の幹部らが「原料ヲ供給シ、機臺ヲ貸與シテ製織セシメ製品ハ石川縣金澤精鍊所ヲ經テ市場ニ供給シ好果ヲ得」た<sup>58)</sup>。これらの事例は、賃貸・「貸下」の形式

をとりながらも、実質的には長期分割払いによる払い下げ（援助）といつてよい。

こうした状況でもっとも数多く賃貸されていた労働手段は、織機（高機）や座繰器であった。したがって、明治中期までの労働手段貸与の支柱は、問屋やマニュファクチュアによる繊維器機の賃貸と、政府による近代機械の「貸下」げであったといえよう。力織機の賃貸が「親」会社から下請業者・子会社へ貸与されるケースもみられるが<sup>59</sup>、ごくわずかなケースでしかなかった。

力織機工場の経営にのりだすばあい、力織機のほかにも巨額の資金が必要になるから、一括した設備資金の調達が合理的になる<sup>60</sup>。また、比較的多く使用されていた70円前後の国産力織機<sup>61</sup>でも手織機の30倍以上になるから、採算のたしかな見通しがなければ貸借できない。それに減価償却制度の法制化が承認されておらず、機械を借りても税制上で損金あつかいにされなかった<sup>62</sup>。

このような条件のもとでは、力織機にかぎらず、機械の賃貸料で利潤を稼ごうとする貸手は少数にならざるをえない。だから、力織機の賃貸も、親会社が下請けや子会社の賃織工場に、増産や支援の目的でおこなうようなケースにかぎられていたのである。

なお、機械製造企業や販売業者による購入者への貸与もあったが<sup>63</sup>、これは販売促進の手段であり、短期で割賦販売に近いケースであろう。工業以外では、船舶所有者が船舶業者へ船舶を賃貸するケース（裸備船または船床貸）もあったようだが、当面の考察外のケースであるし、この時代にはわずかしかなかったと思われる（その統計はみあたらない）。

〔Ⅱ〕 織機の賃貸について多いと推量できるのは、製糸業での出釜における座繰器の賃貸である。この賃貸の増加は、出釜経営者が経営を

急速に拡大するために、座繰器をすぐに購入できない者にそれを賃貸したことから生じたと考えられる。たとえば、江戸末期の長野諏訪地方では、「上州座繰器による出釜の経営と全く同一形式」の「座繰製糸出釜経営」がおこなわれていたが<sup>64</sup>、座繰器の急速な導入のさいに、「座繰器の價は一挺一分乃至一分二朱位であつて、出釜取子の中にはこれを購入することを困難とするものあり、経営者が多数調製して各取子に貸渡すのを普通とした」という<sup>65</sup>。こうしたケースは、その後の拡張期にもあったことであろう。

とはいえ、座繰器の賃貸は高機の賃貸よりもはるかに少なかったにちがいない。なぜなら第一に、座繰器は高機よりも安くて小型であり、手軽に使用でき所有が容易だからである。ちなみに、1870年、座繰器の値段は織機の約四分の一、1901年ころには約十分の一であった（第3節〔Ⅳ〕）。第二に、高機は木綿・絹その他の織物用に全国で利用されているが、座繰器は用途（絹織物用）も地域も限定されるからである。第三に、生糸輸出生産のほぼ60%をしめる長野・山梨・岐阜の新興地域では、出釜の普及よりも水車製糸場や近代的製糸工場が急速に発展していったからである。

〔Ⅲ〕 出機制は、機械制大工業が普及するまえの、資本主義の形成・成長期にみられる在来織物工業の主要な生産様式であった。それは織元に固定資本の投資をまぬかれさせて織物生産の拡張に貢献する一方、分散的で自足的な農村の家内工業を資本のもとに組織化し、以前よりも計画的な生産をもたらした。それはまた、副業による現金収入によって農家の再生産をささえつつ、織手（女子労働力）の商品化への準備をうながした<sup>66</sup>。

織機の賃貸は、こうした出機の一環としておこなわれた。その盛況期は1885年から1907年

ころとみてよい。織機の賃借側が資本家ではなく、農民や都市の小生産者だった点に、織機賃貸のひとつの特徴がある。

織元による織機の賃貸は、織物需要が急増して短期間に賃織人をふやさねばならないときや、競争上、新改良機を賃機にも使用させねばならないばあいに生じた。そうしたばあい、織機を購入できない者にも賃織をさせるためには、織機の賃貸が効率的で不可欠であった。

だからそれは、改良織機を普及させ、生産量を増加させることに貢献した。

織機の賃貸は、賃織人の織元への存在を強めつつ、織元が賃織人との安定した関係を持続させる効果をもっていた。織機所有の賃織人は織元を選択しうる余地をもっているが、原料だけでなく織機も借りている賃織人は、織元への依存と従属を強めざるをえないからである。織物需要が急増して織元間での「機場争奪」が激しくなる時期には、織元が賃織人を自分のもとにつなぎ留めておこうとするばあい、織機の賃貸はその手段のひとつになった。

織機を買えずに賃織を望む貧しい人々にしても、織機の借入は「助かる」ことであった。その貸与は、往々にして賃織人への援助をかねることもあった。

こうして有力な織元は、何十台もの織機を所有してこれを賃貸しつづけたり、利用されない遊休機を他の織元や契約外の織手に賃貸したりしたのである<sup>67)</sup>。

[IV] 既知のように、織機出機はわが国だけの特殊な事態ではない。西欧とも共通する事態である。資本主義の初期段階では、これらの国の織物工業は問屋制家内工業やマニファクチュアを生産の主要な形態にしていた。なかでも16・7世紀のイギリス毛織物工業では、農村の織元が織機の賃貸をしばしばおこなっていた。そのことは、イギリスの織布工条例（1555年）

の前文につぎのようにしめされている。

「この国の織布工（<sup>weavers</sup>実体は都市の織元、水谷）は、かつてと同様に、本議会につぎのように訴えた。すなわち…富裕な織元ら（実体は農村の織元、水谷）のあるものは、自分の屋敷内に数々の織機をすえつけ、<sup>divers Loomes</sup>渡り職人や未熟練な人々にそれを充用・維持させることによって、多数の熟練職人やその家族を困窮化させている…、またあるものは、多数の織機を集中・所有し、<sup>unreasonable rentes</sup>これらを貧しい職人らに不当な賃貸料—<sup>letting out</sup>かれら自身やその妻子が生活できないような賃貸料—で貸付けている」<sup>68)</sup>（ルビは水谷）。

当時イギリスでは、すでに資本主義経済が自生的に成長し、封建的諸規制が事実上廃止され、ブルジョアジーの力が地主階級の力と同等または優勢になりつつあった。農村でも、独立自営農民が主体になっていた。こうした点では、織機の賃貸は日本のそれと背景がことなる。けれども、織物工業での資本主義の形成期にあつて、その賃貸は労働手段の賃貸の主要な形態であつたこと、改良織機の拡張にかなりの効果をもつていたこと、貸手が資本家で借手は単純商品生産者（または農民）であり、資本蓄積と収入増加をもたらす助けになったこと、これらの点では基本的に共通していたといつてよい。

#### [補註]

18世紀になると、イギリスでは地主が土地に機械や設備をそなえた作業場をつくって賃貸するケースが広範にみられる（最高法定利率5%で、賃貸期間は21年間が通常）。この工場賃貸制は、固定資本の節約と工場の建設期間の短縮によって、資金の不足者にも起業を可能にさせることで工業の成長に寄与した<sup>69)</sup>。地主側にしても、土地の小作利用に限界があるなかで、それは蓄積した地代収入の安定した投資の一形態であつたと思われる。このような事態は、背景のちがう日本ではほとんどみあたらない。

また、イギリスでは産業革命の前後に、工場内で蒸気機関を賃貸で多数者に共同利用させるケースもみら



れた。たとえば、コベントリーの絹織業では、小屋にすえつけた蒸気機関にシャフトで数台の織機を連結させ、蒸気（機関）を織機1台あたり2.5シリングで賃貸する「小屋工場」(Cottage-Fabric) がひろがっており、そのさい織機の賃貸もおこなわれている<sup>70)</sup>。この事例は、大正時代に大阪でみられた「動力貸工場」に近似しているが<sup>71)</sup>、いずれも小生産者用のもので、その後それほど普及しなかったようである。しかし、これらの考察にはもっと詳細な研究が必要であり、別の機会にゆずらねばならない。

## 〈注〉

- 1) 前掲拙論第1章第2節、第2章第2節
- 2) 繊維産業史の概括的把握には、梶西光速編『現代日本産業発達史XI 繊維上』（現代日本産業発達史研究会）、日本繊維産業史刊行委員会編・刊『日本繊維産業史』、山口和雄編著『日本産業金融史研究』（製糸・紡績・織物・各金融編）、古島敏雄『産業史Ⅲ』（山川出版）、その他を基礎にした。
- 3) 山口和雄『明治前期経済の分析』（東大出版、「第一章『明治七年府県系物産表』の分析」）
- 4) 『西陣天狗筆記』（井関政因1845年、『日本都市生活史料集成1』三都編（p.341-342）
- 5) 角山幸洋「日本の織機」（日本評論社『日本技術の社会史』第3巻）、内田星美『日本紡織技術の歴史』（地人書館）、『世界大百科事典』（平凡社）、『国史大事典』（吉川弘文館）。なお、三瓶孝子氏は足踏式織機を道具とされている（『日本機業史』雄山閣、p.394）
- 6) 弘化元年[1844]、尾西の織屋惣代による書状（林英夫『近世農村工業史の基礎過程』青木書店 p.149-150所収、原文の「より」は特殊記号）
- 7) 享保-宝暦間の丹後機屋行司による書状（住谷悦治『丹後機業の構造分析』、京都府労働経済研究所、p.144所収）
- 8) 本庄栄二郎『西陣研究』（改造社1929年、p.214、222）
- 9) 早稲田大学経済史学会編、上巻（p.283-284）
- 10) 同上（p.224）
- 11) 前掲林『近世農村工業史の基礎過程』（p.151）
- 12) 谷本雅之『日本における在来的経済発展と織物業』（名古屋大学出版会p.52-60、p.250-254）。古島敏雄『資本制生産の発展と地主制』（お茶の水書房）、阿部武司『日本における産地織物業の展開』（東京大学出版会）、市川孝正『日本農村工業史』（文真堂）。史料とその考察はこれらの業績（とくに谷本氏）に負うところが大きかった。
- 13) これらの地域における出機の成長状況を、いくつかの資料から明らかにしておこう。大阪日根郡の

樽井・尾崎・波有の村々では、「明治十年には織元六十八戸、出機千三百二十戸なり。明治十五年には…織元六拾五戸、出機千二百五十戸なりしと云う」（明治24年大林雄也著『大日本産業事蹟二』、平凡社刊、p.138-139）。埼玉武蔵村山では、「出機をなす者、日に進み月に多く」、「明治十四年ころには一日の産出高無慮六七千反に下らざりしと云えり。その盛んなる推して知るべし」（同『事蹟』 p.153）。

愛知知多。明治十三年「水車紡績使用ノ結果ハ非常ノ好成績ヲ顕ハシ」、「本郡白木綿ノ販路漸ク拡張セラルルヤ従来ノ仲買業ハ漸ク製造業タルノ状態ヲ現ハシ自ラ総糸ヲ購入シ之ニ糊付其他ノ加工ヲナシ農家ノ婦女ニ託シテ織立タシムルモノ（製造業）又ハ問屋ヨリ綿糸ヲ預リ之レニ糊付其他ノ加工ヲナシ農家ノ婦女ニ託シ織上リヲ待ツテ問屋ニ納メ手数ヲ利スルモノ（製造請負業）ノニトナル賃織ノ制是ヨリ始マル」（知多木綿問屋第十代竹之内源助著『本邦白木綿業』、『地方史研究』第11巻6号での林英夫氏の紹介）

- 14) 綿替制は、商人による原料綿花の支給と織物の集荷を特徴とする。「着料ハ綿替シ申、譬ハ拾反分之錦ヲ買、七反分之木綿ニ而代銀ニ宛、織手間之代三反程ハ着料ニ相成」（天保期長州藩による防長前山代宰判[現那珂郡の一部村々]の調査、『防長風土注進案』第12巻、前掲谷本書p.249掲載）
- 15) 1886年農商務省「農商工概況」（『明治前期産業発達史資料』別冊10、V所収）
- 16) 大阪府編『大阪府誌』（明治36年刊、p.278）
- 17) 1907年（明治40年）ころの『泉南郡織物同業組合沿革誌』（1972年8月20日『和泉誌』48.49合併号p.9、p.13所載）
- 18) 丹後宮津藩では織屋での機台数の制限（4台）をしていた（文政十年の「覚」、前掲住谷p.149所収）
- 19) 松崎久実「産業革命期の奈良県農村織物工場と労働力」『土地制度史学』第104号p.36所載。前掲谷本書（p.288、その他）

- 20) 福井貞子『木綿口伝』（法政大学出版局p.294、p.303）
- 21) 前掲本庄『西陣研究』（p.238）
- 22) 前掲谷本書（とくに終章）
- 23) 出機の拡張に必要な資金の供給については、『関東機業地視察報告書』（西陣新興会1914年、p.25-26）、仙台税務監督局『管内織物調査書』（明治45年、p.13-16）、石井寛治『近代日本金融史序説』（東京大学出版）、前掲谷本書（p.339、p.467-468）、その他を参照。
- 24) 大正10年関東税務監督局「桐生税務署管内織物調査報告」、「一般機業地中意匠物ヲ以テ聲價ヲ維持シ需要ヲ繋クノ地ニアリテハ…自家工場ニ於テ優良工ノ指導ノ下ニ製織セシムル者多シ之ニ製織技巧ノ秘密ヲ保持シ聲價ノ独占ヲ期スルカ為ナランモ…原糸ノ窃掠ノ弊害ヲ伴フト製品ノ品質ヲ粗悪ナラシメ其ノ統一ヲ期スル能ハサル等ニ因スル」（『明治前期産業発達史資料』別冊52〔4〕p.134）。前掲『足利織物史』下巻（p.157）、前掲林英夫（p.164-5、p.198）
- 25) 明治33年『福井石川両県下機業調査報告』、東京高等商業学校・三上孝司、出淵勝次（p.10,p.14）
- 26) 前掲福井貞子『木綿口伝』（p.231-3、p.294）
- 27) 前掲谷本書、第6章（数字はp.277）、第7章第1節
- 28) 前掲『足利織物史』上（p.634-680）、下（p.110-129）
- 29) 阿部武司『日本における産地織物業の展開』、東京大学出版、「第3章帯谷商店の分析」
- 30) 前掲『京都織物業取調報告』（p.33）
- 31) 入間の石山家『諸事覚え帳』には、こうした女子雇用者について「召仕」の表現も使われている。前掲谷本書(p.440)
- 32) 前掲『足利織物史』（上）、神立春樹『明治期農村織物業の展開』（東大出版）、塩沢君夫・近藤哲生編『織物業の発展と寄生地主制』（お茶の水書房1985年）、石川清之「産業資本確立期における織物業の展開と寄生地主制」（『土地制度史学』第53号）、前掲市川孝正書、林秀夫書、その他

- 33) 通説的見解は、堀江英一、大石嘉一郎、塩沢君夫氏等に代表される。多少とも対立的な見解は、林秀夫、谷本雅之、市川孝正、工藤恭吉氏（のちに変更）らが提示されている。
- 34) かつては、「農村賃織人＝小作・貧農」という理解が支配的だったが、近年の調査と研究によれば、一概にそうとはいえない。工藤恭吉「明治前期足利織物業における賃機の実態」（早稲田大学社会科学研究所機関誌『社会科学討究』1958年、p.219-221）。間宮国夫「明治初年足利近郊における農村経済の態様」（『経済史学』第10輯p.117）、前掲市川書（p.355）、前掲谷本書（p.412）
- 35) この点はどの前掲報告書でも指摘されている。ほか、前掲林書（p.197-199）、前掲谷本書「第7章」、「補論」
- 36) 本庄栄二郎氏はこのことを理由に、こうした賃織人を徒弟的な雇用労働者から区別されている。前掲『西陣研究』（p.225-p.240）
- 37) 前掲『京都織物業取調報告』（p.33-34）
- 38) 横山源之助『日本の下層社会』（明治31年出版[明治29年調査]、岩波文庫p.308）
- 39) 前掲林書収載史料「織屋 助左衛門の口上」1846年(p.148)
- 40) 前掲市川書（p.282）、『足利織物史』上(p.242-3)
- 41) 前掲神立書（p.298）
- 42) 栗原稲綿織工場（大同毛織の前身）は明治21、2年当時、「内機14台に対し、出機は17台」だった。「下機業者の一人である橋本元吉」は、明治23年に織機3台を貸与されていたが、「借機であった機台は賃機による利潤で買とられ、全部自己の持機」にした（大同毛織株式会社資料室編『糸ひとすじ』p.48-49）
- 43) 前掲市川書（p.280）
- 44) 前掲谷口書、産地織物問屋兼出機業者・帯谷吉次郎談（p.27）
- 45) 前掲『足利織物史』下（p.136）
- 46) 前掲市川書（p.319）
- 47) 前掲竹之内『本邦白木綿業』（p.49）
- 48) 1923年農商務省工務局編『織物及莫大小に関する調査』（『明治前期産業発達史資料』別冊62〔3〕p.45）
- 49) こうした欠陥については、各報告書でしめされている。たとえば、前掲『両毛地方機織業調査報告書』（p.121）。なお、原料着服はイギリスの間屋制家内工業でも慣習的におこなわれており、その規制条例や委員会が形成されている（坂巻清「18世紀末ヨークシャーの梳毛工業—原料着服と工場制度の成立をめぐって—」、東北大学研究年報『経済学』55巻2号、p.9-11）
- 50) 前掲『織物及び莫大小に関する調査』p.147）
- 51) 山崎宏明「愛知知多綿織物業の発展構造」（織元の生産者化と製造問屋の支配、法政大学『経営志林』第7巻2号p.37-43）。ほかに阿部武司「綿工業」（『日本経済史4』所収）、佐々木淳『日本の工業化と産地綿織物業における力織機導入後の前貸し問屋制』（社会経済史学』64巻6号）、中島茂『綿工業地域の形成』（大明堂）、その他
- 52) 知多の織物問屋竹之内源助と同八幡町浅田藤市との契約書、前掲竹之内家資料（前掲山崎、p.55所収）
- 53) 堀江英一『近代産業史研究』（日本評論社p.137、「昭和八年京都府方面事業振興会『西陣賃織業者に関する調査』による）
- 54) 西陣織物統制組合による『機織及び従業員調査』（昭和21年3月、対象者織元819名、賃織業者1818名）を整理分析すると、出機戸数は内機の2.4倍、出機では手織機が86%になる（前掲堀江書p.157-9）。西陣の「伝統を維持せしめたのは出機組織にほかならない」。賃織屋は「フレームを所有するほかには、紋紙・ジャカード・原糸を織元から支給され、生産手段はほとんど喪失している」。織元は、「ジャカードのかなりの部分は貸物屋から賃借したものを又貸しするにすぎない」（同書p.177-178）
- 55) この点では織元と賃織の関係は一概に生産性の低

- い、おくれた生産組織ではなく、その時代に適した効率的な生産組織であり、それゆえに力織機化と並行して発展しうる側面をもっていた、という把握に注目しておこう。中林真幸「問屋制と專業化」(武田晴人『地域の社会経済史』有斐閣所収、p.47-53)
- 56) 岡本幸雄『明治期紡績技術関係史』(原史料は明治13年4月「起業公債金内ヨリ綿糸紡績機械更二十組工部省於テ製造方之儀ニ付伺」〔同16年5月『公文録』〕、九州大学出版会p.35-36)
- 57) 桐生市役所・桐生市史編纂刊行委員会『桐生市史』中巻 (p.558、p.562)
- 58) 名古屋税務監督局「管内織物解説」(『明治前期産業発達史資料』別冊48〔1〕 p.36)
- 59) たとえば、1899年に東京栗原紡織合名会社が土谷庄蔵の下機工場にモスリン力織機12台を貸与している(前掲『糸ひとすじ』上巻、p.131)。1920年の『国勢調査職業名鑑』(内閣統計局)には、「紋織機(ジャカード)貸付業」の名称もみられるが、専門業者ではないと思われる(前掲拙論p.33-35)。
- 60) この資金調達の方法には直接金融と間接金融があるが、どのばあいにも信用と自己資金がテコになる。調達方法については山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融編』(p.936-937)。1920年代の愛知県中島郡の有力工場主たちの系譜は、大規模な織元・問屋商人・マニュファクチュア経営者・買継問屋である(齊藤修「在来織物業における工場制工業化の諸要因」『社会経済史学』49巻6号、p.64)
- 61) 力織機の値段については、1911年福井県輸出織物検査所「力織機現況調査」(『福井県の歴史』県史18、p.302所収)、前掲梶西光速『現代日本産業発達史繊維上』(p.245)、山口和雄編著『日本産業金融史研究 織物金融編』所収資料 (p.934)、その他参照
- 62) 前掲拙論『立教経済学研究』58巻2号 (p.45)
- 63) たとえば、多摩製絲諸器械株式会社(1895年設立・資本金千円)による製糸諸機械の販売と賃貸(1895年『東京府統計書』)
- 64) 1932年長野県諏訪郡平野村役場編・刊『平野村誌』下巻 (p.531)
- 65) 『平野村誌』下巻 (p.63)
- 66) 力織機工場などの設立時には、まず彼女たちが集められた。ところで、彼女たちは織元資本へ経済的に従属するだけでなく、夫にも人格的に従属していた。しかし、「山梨県では絹の高騰で」「亭主よりも女房の方がよほど金儲けをする故、自然と女権が盛んに」なっているという(「明治13年4月22日 朝野新聞」、毎日コミュニケーションズ『明治ニュース事典』②p.593)。この報道から推察すると、出機制は時には世帯内部で女性の地位を高めていたように思われる。
- 67) 遊休機の賃貸については前掲市川書 (p.282)
- 68) An Acte touting Weavers 1555. "the Statutes of the Realm" (from Original Records and Authentic Manuscript, Willam S. Hein & Co., Inc. Buffalo, N.Y. 1993 vol. IV, part 1, p. 286-7)。大塚久雄氏によれば、この禁止令は都市の織元の独占的地位を維持するために、かれらの議会への訴えをうけてだされた(岩波書店『大塚久雄著作集』第3巻、p.189)。氏は、こうした農村織元の中心的経営形態が典型的のマニュファクチュアであり、賃機制はそれに従属する外業部であって(p.363-4)、この賃機制度は「織機の貸付を枢軸とする」とされている (p.373)
- 69) 大河内暁男『産業革命期経営史研究』(岩波書店) 第2部第1章、第2章
- 70) K. Marx "Das Kapital" (Werke. 23, B. 1, s. 484), および熊岡洋一『近代イギリス毛織物工業史論』(ミネルバァ書房、p.31、p.147)
- 71) わが国の「動力貸工場」については、大阪市社会部調査課労働調査報告第15号『特殊形態工場の実例』(大正8年-15年)